

自転車



命

ヘルメットで

守るし！

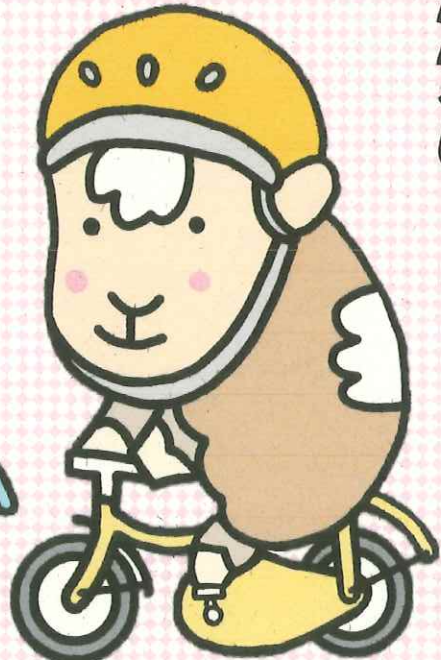
かぶるし！

まもるし！



マモルーシー

かぶるし！



カブルーシー

やまがた自転車ヘルメット着用推進キャラクター

山形県警察

自転車運転者の皆さん！

交通ルール守ってますか？

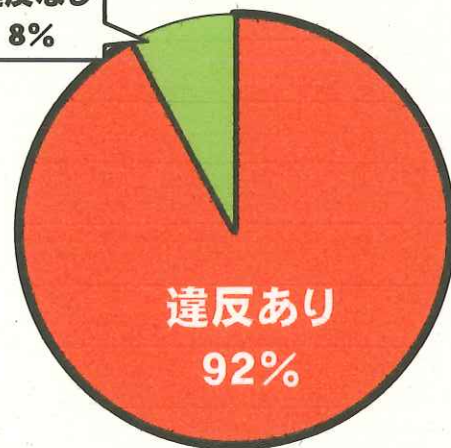
自転車事故の「9割以上」には、

自転車側にも「交通違反」があります。

(信号無視・一時不停止・前方不注意など)



違反なし
8%



違反あり
92%

令和6年中の自転車関連事故における
自転車運転者の法令違反状況(県内)

「自転車だからその場の指導で終わる？」
そんなことはありません。

- 「酒気帯び運転」や「ながらスマホ」の検挙事例も…
悪質・危険な違反は検挙されます。
- 「危険行為(交通違反)」による検挙・事故を繰り返すと
「自転車運転者講習」の対象となります。
(自転車運転者講習を受講しない場合、罰則があります。)



詳細は裏面をチェック！

山形県警察

『自転車運転者講習』対象となる16の危険行為

都道府県公安委員会は、規定の「危険行為」を反復した(3年以内に2回以上)自転車運転者に対し、「自転車運転者講習」の受講を命じることができます。(道路交通法第108条の3の5第2項)
「自転車運転者講習」(対象年齢:14歳以上、講習時間:3時間、講習費用:6,150円)
受講命令を受けてから、3ヶ月以内に講習を受講しなかった場合、5万円以下の罰金となります。

1 信号無視
信号機や警察官の手信号等を守らない行為
(道路交通法第7条)



2 通行禁止違反
通行が禁止されている道路や場所を通行する行為
(道路交通法第8条第1項)



3 歩行者用道路における車両の義務違反
歩行者用道路で、歩行者に注意を払わない行為等
(道路交通法第9条)



4 通行区分違反
歩道通行できる場合以外で、自転車が歩道を通行したり、道路の右側を通行する行為
(道路交通法第17条第1項、第4項又は第6項)



5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
路側帯で、歩行者の通行を妨げる行為
(道路交通法第17条の3第2項)



6 遮断踏切立入り
警報器が鳴っているときや遮断機が閉じているとき等に踏切内に入る行為
(道路交通法第33条第2項)



7 交差点安全進行義務違反等
交差点で、優先道路を進行する車両や左側から来る車両の通行を妨げる行為等
(道路交通法第36条)



8 交差点優先者妨害等
右折する場合に、直進車や左折車等の進行を妨げる行為
(道路交通法第37条)



9 環状交差点安全進行義務違反等
環状交差点内で車両の通行を妨げる行為等
(道路交通法第37条の2)



10 指定場所一時不停止等
一時停止標識を無視して交差道路を通行する車両の進行を妨げる行為
(道路交通法第43条)



11 歩道通行時の通行方法違反
歩道を通行する場合に、歩行者の通行を妨げる行為
(道路交通法第63条の4)



12 制動装置不良自転車運転
ブレーキ装置がなかったりブレーキの性能が不良の自転車を運転する行為
(道路交通法第63条の9第1項)



13 酒気帯び運転等の禁止
酒気を帯びた状態で自転車を運転する行為
(道路交通法第65条第1項)
※これまでは酒酔い運転のみが対象



14 安全運転義務違反
ハンドルやブレーキを適切に操作せず、また、他人に危害を及ぼす速度や方法で運転する行為 (道路交通法第70条)



15 携帯電話使用等
携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視しながら運転する行為
(道路交通法第71条第5号の5)



16 妨害運転
他の車両等の通行を妨害する目的で、急な進路変更をしたり、ベルを執拗に鳴らす行為等
(道路交通法第117条の2第1項第4号、第117条の2の2第1項第8号)



追加

令和6年11月1日の改正道路交通法施行に伴い追加

山形県警察

令和7年5月